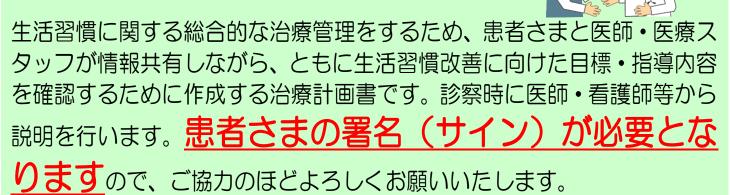
糖尿病・脂質異常症・高血圧症を主病とする患者様へ 令和6年6月から特定疾患療養管理料から 生活習慣病管理料へ移行します

『糖尿病』『脂質異常症』『高血圧症』 の治療を受けていただいている患者さまには、これまでの 『特定疾患療養管理料』に代わり『生活習慣病管理料』 として算定することになります。それに伴い、窓口でお支払 い頂く料金が保険の種類(自己負担額)により増加します。

【療養計画書】とは



【生活習慣病管理料】とは

糖尿病・脂質異常症・高血圧症が主病の患者さまを対象とし、 疾病の重症化予防のため、療養計画書を作成し服薬や生活の指 導を医師・専門職が行う総合的な治療管理です。

ご質問・ご不明な点等がございましたら お気軽に窓口までお問い合わせください



皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



